

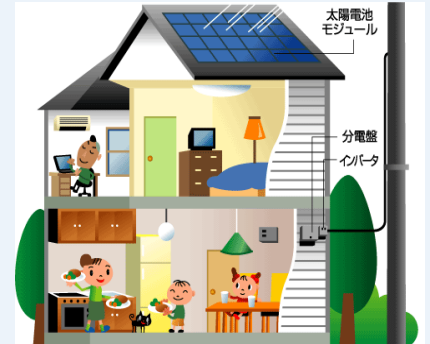
加賀市住宅用太陽光発電システム設置事業 住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業について

加賀市では、市内における太陽光を利用した新エネルギーの導入促進と、他市町村からの移住定住の促進のため、住宅用の太陽光発電システムや住宅用のリチウムイオン蓄電池システムを設置する方に対し、設置費の一部を助成します。

● 補助対象

当該年度4月1日以降に設置工事に着手し、
当該年度3月31日までに工事が完了するもの。

(工事完了は所定の書類の提出までを含みます。)



● 補助を受けることができる方

- ・ 自ら居住する市内の住宅に、次に示す「補助対象システム」の要件に合致する太陽光発電システム又は住宅用リチウムイオン蓄電池を設置する方。
- ・ 自ら居住するために、次に示す「補助対象システム」の要件に合致する市内の太陽光発電システムあるいはリチウムイオン蓄電池付き住宅を購入する方。
- ・ 市税等の滞納がない方。
- ・ PPAモデルもしくはリース事業による契約に基づき、システムを設置する事業者
 - * 当市から事業の補助を受けたことがある場合は、同一の事業による再度の補助は受けられません。
 - * 事務所や店舗などにシステムを設置する場合や設置者が法人の場合は、補助対象とはなりません。
 - * 全量買取のシステムについては補助対象とはなりません。
 - * PPAに基づく太陽光発電システムとは、電力の使用者（需要家）がPPA事業者に敷地、屋根スペースを提供し、PPA事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行うシステムという。

● 補助対象システム

【太陽光発電システム】

- ① 太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計）が2kWのシステムであること。
- ② システムの設置者本人が電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結するものであること。
- ③ 発電電力量を測定できること。
- ④ 未使用の太陽電池を使用したシステムであること。

【リチウムイオン蓄電池】

- ① リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものであること。
- ② 蓄電容量の合計が1.0kWh以上のもので定置用のものであること。
- ③ 未使用のものであること。

● 補助金の額

住宅用太陽光発電システムを設置する場合に、**太陽光発電システムの最大出力1kWあたり3万円（上限50万円）**
住宅用リチウムイオン蓄電池を設置する場合に、**一律5万円**を交付します。

* 補助額は、太陽光発電システムの最大出力小数点以下第1位を切り捨てた値といたします。

- * 補助金の交付は市の予算の範囲内とし、予算を超えるときは交付できない場合もありますので、ご了承ください。
- * 国・県等他の補助金と併用して交付を受けることができます。

● 報告

本補助金を受理した後 2 年間は、発電実績等の報告を求めることがあります。

〔交付申請の手続き〕

システム設置費補助制度の利用を希望する場合は、必ず設置工事着手前に補助金交付申請書を提出してください。

<交付申請>

交付申請に係る書類を市へ提出してください。

◎ 提出する書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 設置工事見積書等の写し ※設置費の内訳、最大出力や蓄電容量等システムの概要が分かるもの
- ③ 設置場所の地図
- ④ 市税等納付状況調査同意書

※以下、PPA モデルまたはリース事業による契約の場合の追加提出書類

- ⑤ PPA またはリース契約に基づく太陽光発電システムに係る申込書（契約書）の写し
- ⑥ 月々のサービス料金の額が、補助金相当額値下げされていることが確認できる書類

<工事着工>

市から補助金の交付決定通知を受けてから、設置工事を着工してください。交付決定通知発出には早くても **1 週間程度** の時間を要しますので、早めに申請いただくようお願いします。

補助金の交付決定後に事業内容を変更又は中止する場合には、市長の承認が必要です。問い合わせください。

<工事完了>

設置工事が完了したときは、完了日から 30 日以内又は令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

◎ 提出する書類

- ① 補助金実績報告書
 - ② 設置工事の契約書の写し、工事内訳書の写し
 - ③ 領収書の写し、領収内訳書の写し
 - ④ 工事写真（設置前、設置中、設置後の完成写真）
- ※ 太陽電池モジュールを含む家屋全体、太陽電池モジュール、蓄電池システム、インバータ、余剰電力販売用電力量計等
- ⑤ 電力会社との電力受給契約書の写し（契約者は申請者本人）
または以下の電力会社との系統連系の手続きに係る書類 4 通の写し

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ・「系統連系に係る契約のご案内」 | ・「低圧系統連系技術要件確認書」 |
| ・「再生可能エネルギー電気の買取に係る契約のご案内」 | ・「受給開始のお知らせ」 |

- ⑥ 加賀市で発行された申請者の住民票（転入者のみ）

市より補助金確定通知書が送付されます。併せて請求書類を送付しますので、提出してください。

- * 補助金は、請求者の指定の口座へ振り込みます。

《お問い合わせ及び申請書類等のご提出先》 加賀市役所産業振興部環境課
住所：〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地 電話：0761-72-7892 F A X : 0761-72-7991